

合併公告

平成 30 年 11 月 26 日

債権者各位

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町 85 番 1 号
宝ヘルスケア株式会社
代表取締役 榊原 仁嗣

当社(乙)は、平成 31 年 1 月 2 日を効力発生日として、シオノギヘルスケア株式会社(甲、本店 大阪市中央区北浜二丁目 6 番 18 号 (淀屋橋スクエア)) を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしました。これにより効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することになります。

なお、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は会社法第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、甲は、合併の効力発生日までに乙の全株式を所有する予定ですので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。

各合併当事者の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成 30 年 7 月 6 日

掲載頁 81 頁 (号外第 148 号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 平成 30 年 6 月 29 日

掲載頁 67 頁 (号外第 142 号)

以 上